

令和4年12月22日
烏山総合支所

世田谷区立烏山区民会館・世田谷区立烏山区民センターの
指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和6年4月からの世田谷区立烏山区民会館・世田谷区立烏山区民センターの指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区立烏山区民会館・世田谷区立烏山区民センターの指定期間が令和6年3月で終了することから、令和4年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例第8条第1項第4号及び世田谷区立区民センター条例に基づき、令和6年4月からの指定管理者候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

世田谷区立烏山区民会館は世田谷区立烏山区民センター内にあり、効率的な施設運営を行うには、一体的に管理することが必要となるため、世田谷区立烏山区民センターの指定管理者は、世田谷区立区民会館条例第8条第1項第4号に基づく指定管理業務を行うものとする。

現在の指定管理者は区民会館ホール・集会室と区民センターを合わせて使用し事業を実施しており、運営上切り離すことはできないため、令和6年4月からの指定管理者候補者についても同様とする。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立烏山区民会館・世田谷区立烏山区民センター
- (2) 所在地 世田谷区南烏山六丁目2番19号

3. 指定期間：5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。(別紙)

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間(平成31年4月1日～令和6年3月31日)

烏山区民センター運営協議会

(2) 選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、「新型コロナウイルス感染拡大の影響、ワクチン接種会場としての施設の利用等、活動を阻害する要因がある中で、多くの事業を中止せざるを得なかったことは充分理解できる。当該施設において感染症対策を講じながら事業を行ってきたことは評価できる。」と評価された。また、指定管理者の事業運営に対する改善の意見はなかった。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 組織体制	当該施設において、総会や役員会、事業運営委員会等の場を通じて、指定管理業務内容や事業に対する認識の共有が図られている。
2. 事業水準向上への取り組み	各事業においてアンケートを取り、参加者からは概ね良い評価を得ている。また、アンケート結果を事業の企画に活かす等、事業水準の向上に取り組んでいる。施設の特徴を活かし、区民会館ホール、集会室と区民センターの会議室や広場を同時に使用した催しに取り組んでいる。
3. 安全管理	当該施設において事故防止に努めており、緊急時に備え訓練等を行っている。
4. 収支状況	当該施設において予算計画、事業執行を適切に行っている。年度ごとに会計監査を行い適正な財務運営を行っている。
5. 履行確認	運営協議会より、区への四半期ごとの事業報告を遅滞なく行っている。
6. 改善の取り組み	新型コロナウイルス感染拡大防止のためやむなく中止した事業もあったが、感染症対策を改善しながら事業を実施した。
【総合評価】	
当該施設についても新型コロナウイルスの影響が大きくあったものの、感染防止対策を充分に行って実施できた事業もあり、工夫しながら活動していると理解することができ、指定管理者として評価できる。次期選定にあたって、地域とのつながりを持った運営協議会を選定していくことが望ましい。	
【実績評価の反映】	
実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合は78.53%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合の加点・減点は行わない方向とし、最終的には年度評価4年間分の結果を踏まえて加点・減点を決定する。	

6. 指定管理者制度導入の理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進することを目的に設立された施設である。地域コミュニティの形成に資する事業の実施にあたっては、創意工夫や柔軟な発想で利用者ニーズに適した対応やサービスの提供が必要であり、指定管理者制度の適用はこうした点が期待できる。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者候補者については、本年11月8日に開催された第4回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

①「特別の事情」について

指定管理者制度運用に係るガイドライン第2章8.「公募によらない選定（イ）区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する。

②適格性審査を適用する理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進するために設立された施設である。その運営にあたっては、世田谷区立区民センター条例第18条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。区民センターにおける運営協議会は、平成18年度から28年度まで指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行してきた。

また、平成29年度・30年度は業務委託とし、区民センターのあり方等について検討を行い、「区民センターの設置目的を踏まえ、地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担ってきた運営協議会が、指定管理者として区民センター事業を運営することが適している。」という結果となり、平成31年4月より指定管理者制度に戻した。

各運営協議会では、若い世代の運営協議会事業への参加の呼びかけ及び地元事業者や地域の団体の参加や連携により、運営協議会の活性化に取り組むこととしていたが、新型コロナウイルスの影響により活動が停滞していたこともあり、進めていくことが困難であった。また、運営協議会活動について、各区民センターでの取組みを相互に理解・共有し、それぞれの活動に活かしていくための場を設け、課題解決につなげて行くこともできなかった。今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止の制限が緩和される中、取り組みの再開が期待できる。

選定委員会では、地域の特性を活かした活動を行っていく団体としては、非公募として地域とのつながりを持った運営協議会を選出することが、区民センターにはふさわしいと判断された。

烏山区民会館・烏山区民センターの運営を烏山区民センター運営協議会が合わせて担ってきた理由は、烏山区民会館は烏山区民センター内にあり、効率的な施設運営を行うには、一体的に管理することが必要となるためであり、世田谷区立区民会館条例第8条第1項第4号に基づく指定管理業務を行うものである。

烏山区民センター運営協議会による、地域コミュニティに関わる企画事業など、烏山区民会館ホール、集会室と区民センターの会議室等を同時に使用して実施する催しも多く、施設の有効活用を図っていくうえでも、烏山区民センターの指定管理者が烏山区民会館を合わせて使用し、事業を実施していくことが適当である。

③指定管理者候補者

現指定管理者を指定管理者候補者とする。

(2) 選定基準

世田谷区立区民センター条例第19条第3項に定める指定管理者の選定基準に基

づき選定を行う。

- ①区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。
- ③区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	2月	区民生活常任委員会報告（評価・選定方法）
	4月～7月	選定期間（適格性審査）
	7月	政策調整会議（選定結果）
	9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定）
令和6年	4月	次期指定管理者による運営の開始

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	境 新一	成城大学経済学部教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	西崎 守	砧地域町会・自治会連合会会長
	吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
内部委員	舟波 勇	地域行政部長
	木本 義彦	北沢総合支所長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日
 内部委員 令和4年度 北沢総合支所長
 令和5年度 玉川総合支所長